

※冷蔵庫とLED照明器具で申請様式や添付書類が異なりますのでご注意ください。

別記第2号様式（第7関係）

提出日（投函日）の日付を記載

申請日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日
-----	----------------

稚内市長 様

令和 ○ 年度 稚内市省エネ製品買替促進補助金 交付申請書（請求書）
《LED照明器具用》

稚内市省エネ製品買替促進補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記の通り申請します。また、補助金の支給要件の該当性等を審査等するため、必要な範囲で住民基本台帳情報、税情報の公簿等の確認を行うことについて同意します。

購入者、使用者、申請・請求者は
全て同一であることが必要

《申請・請求者》

住所	〒○○○-○○○ 稚内市□□○丁目○番○号 □□アパート○○号室	
フリガナ氏名	ワッカナイ タロウ 稚内 太郎	
生年月日	明・大・昭・平・西暦 ○○○○年 ○月 ○日生	
電話番号	[自宅]○○-○○○	[携帯]○○○-○○○-○○○

日中に連絡がとれる番号を記載

令和6年4月1日以降に購入したものが対象

《申請内容》

購入日	領収書等の発行日を記載	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日
対象経費	対象製品の金額（税別）を記載 （設置費、送料等は対象外）	○○○,○○○ 円
申請額	対象経費の2分の1の額を記載 （千円未満は切捨） 【上限額：10,000円】	○○,○○○ 円

※購入店舗 申請額 = 対象経費 × 1/2（千円未満切捨）
※10,000円以上の場合は「10,000円」

対象経費は「本体購入費（税別）」のみ
その他の経費は対象外

《補助金振込口座》 ※申請・請求者名義の口座

金融機関	□□信用金庫	支店	□□支店	分類	1. 普通 2. 当座
口座番号	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	口座名義 （カナ）	ワッカナイ タロウ		

※金融機関で口座が作れない等の特別な事情により口座による受取ができない場合は担当課にお問い合わせください。

申請・請求者名義の口座情報を記入

< 裏面も必ずご確認ください >

記載している全ての書類について添付が必要
(必要事項が記載されていることを確認)

《添付書類》

以下の全ての書類の添付が必要です。添付したものに☑を付けてください。

☑	領収書又はレシートの写し（次の事項が記載されているもの） [購入者名、購入日、店舗名、店舗住所、製品名、型番、購入金額、金額内訳] ※レシートの場合の購入者名は余白にボールペンで記載
☑	メーカー保証書の写し（必要事項を記載したもの） ※無い場合はカタログ等の写しを添付（購入店舗の保証書は不要）
☑	取り替える前と取り替えた後の照明器具の写真 ※カバーがついている場合はカバーを外して撮影したもの
☑	申請・請求者の本人確認書類の写し [運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、パスポートなど]
☑	振込口座を確認できる通帳・キャッシュカード等の写し [金融機関名、支店名、口座番号、口座名義を確認できる部分]

◎提出前に次の事項について確認してください

全ての事項について必ず確認すること

申請・請求者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 稚内市に住民登録をしていますか。稚内市に住んでいても住民登録が他自治体の場合は対象外です。 ・ 市税を滞納していませんか。 ・ 世帯の中に本補助金（LED照明器具分）の交付を受けた方はいませんか。
対象製品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネ基準達成率が100%以上のものですか。 （資源エネルギー庁の「省エネ型製品情報サイト」で確認） ・ 市内の店舗で購入した新品のものですか。市外の店舗やインターネットで購入したもの、中古品は対象外です。 ・ これまで使用していたものからの買い替えですか。新たに設置するものの他、ランプ単体やランプ別売の照明器具は対象外です。 ・ 申請者の住宅で固定して使用するものですか。申請者の住宅以外に設置するものや持ち運び可能なものは対象外です。 ・ 申請年度の4月1日以降に購入したものです。
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書に記入漏れはありませんか。 ・ 領収書等の購入者名と申請・請求者名が同じになっていますか。 ・ 対象経費は対象製品の金額（税別）のみとなっていますか。消費税、工事費、送料等は対象外です。対象経費が5,000円未満の場合も対象外です。 ・ 申請額は対象経費の2分の1から千円未満を切り捨てた額となっていますか。また、上限額の10,000円以内となっていますか。 ・ 添付書類は全て揃っていますか。補助金振込口座は申請・請求者名義の口座となっていますか。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金で購入したLED照明器具は、1年間処分（譲渡・交換・廃止・貸し付け・担保に供すること）できません。期間内に処分する場合は、事前に市への報告が必要であり、場合によっては補助金の返還を求める場合があります。 ・ 補助金の支給後、申請書や添付書類の内容に虚偽等が判明した場合や、対象要件に該当しないことが判明した場合は、補助金の返還を求める場合があります。 ・ この申請書は、交付決定後は補助金の請求書として取り扱います。